

入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和6年（2024年）4月15日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 林 義之

記

1 件名

空調設備 4セット

2 納入場所

別紙「仕様書」のとおり

3 仕様等

別紙「仕様書」のとおり

4 納入期限

令和6年10月31日（木）

5 入札条件

本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「電気・精密機器」に登録され、地域区分が「市内」「準市内1」「準市内2」の何れかであること。

(3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

6 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）を、ファクシミリを使用して提出すること。（FAX番号083-231-3338）

7 申請書提出期間

令和6年4月15日（月）午前9時から

令和6年4月19日（金）午後5時まで

8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和6年4月22日（月）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9 質問の方法

ファクシミリによること。（FAX番号083-231-3338）

質問の期限は、令和6年4月24日（水）正午までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

10 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

(2) 日時

令和6年4月15日（月）午前9時から

令和6年4月19日（金）午後5時まで

11 入札日時等

(1) 入札日時 令和6年4月26日（金）午前10時00分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

12 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

14 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

15 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 同等品で応札する場合は、入札日の前日までに、下関市上下水道局総務課において同等品の確認を受けること。
- (9) 入札後、落札者は、契約までに入札額に係る内訳書を下関市上下水道局総務課に提出すること（様式は、別添「内訳書」を使用すること。）。
- (10) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

購入仕様書

件名 空調設備 4セット
納入期限 令和6年10月31日
同等品 可
内容 以下のとおり

1 仕様

- ① 北部事務所会議室用（天井埋め込み型2方向パッケージエアコン）
 - ・台数：2セット
 - ・冷房：定格5.6kW以上、暖房：定格6.3kW以上
 - ・電源：3相200V
 - ・シングル（室内機1台－室外機1台）
 - ※参考機種：三菱電機 PLZ-ERMP63L3
- ② 北部事務所休憩室用（天井埋め込み型4方向パッケージエアコン）
 - ・台数：1セット
 - ・冷房：定格5.6kW以上、暖房：定格6.3kW以上
 - ・電源：3相200V
 - ・シングル（室内機1台－室外機1台）
 - ※参考機種：三菱電機 PLZ-ERMP63H3
- ③ 豊北滝部浄化センター用（天井埋め込み型4方向パッケージエアコン）
 - ・数量：1セット
 - ・冷房：定格10.0kW以上、暖房：定格11.2kW以上
 - ・電源：3相200V
 - ・シングル（室内機1台－室外機1台）
 - ※参考機種：三菱重工 FDTV1125HA5SA

2 設置

(1) 機器の設置等

- ①②については平日（土曜日、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）以外）の午前9時から午後5時までの間
- ③については、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）を除く月・水・金曜日の午前9時から午後4時30分までの間で担当職員と日程調整の上、職員立会いの下、行うこと。

- (2) 既設空調設備（室内機及び室外機）を撤去し、新規空調設備を下関市上下水道局が指定する位置（原則、既設設備設置場所）に設置すること。
- (3) 新規空調設備の設置に必要な材料、天上開口加工、天井補修（パネル等）及び天井補強は、購入費用に含むものとする。
- (4) 設置に必要な電源等は、既設のものを利用すること。
- (5) 設置した空調設備の運転調整を行うこと。

3 既設空調設備の撤去及び廃棄

- (1) 既設の室内機及び室外機については、撤去後引き取り、適正に処分す

ること。処分完了後は、適正に処分したことがわかる書類（マニフェスト）を提出すること。

- (2) 既設空調設備のフロンガスを回収・破壊処理を行い、適正に処分したことがわかる書類（破壊証明書等）を提出すること。

※既設空調設備

北部事務所会議室用 RCID-AP63HVM2〔日立〕2セット

北部事務所休憩室用 RCI-AP63HVM2〔日立〕1セット

豊北滝部浄化センター用 室内機(FDTJ112B)+室外機〔三菱重工〕各1台

4 その他

- (1) 作業に際しては、安全対策を講じ、転落等がないよう十分に注意すること。
- (2) 見積りにあたり現地確認を希望する場合は、事前に上下水道局総務課まで連絡すること。(TEL: 231-8851)
- (3) 納品は、事前打ち合わせの上、行うこと。(TEL: 772-2410)

納品場所

- ①② 下関市上下水道局北部事務所
(下関市豊浦町大字川棚4153番地3)
- ③ 豊北滝部浄化センター
(下関市豊北町大字滝部1058番地1)

既設空調設備設置状況

①



②



③



